

～介護保険制度移行に向けたガイドライン～

Step1 ～1年前～

【制度移行の準備】（障 ⇒ 包括）

相談支援専門員が介護保険移行 1 年前の最終モニタリング前のタイミングで担当圏域の地域包括支援センターへ介護保険に移行となる対象者がいる旨連絡し、概況等の説明を行う。

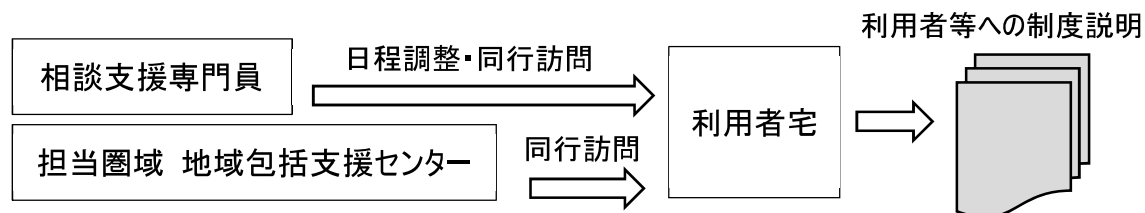


相談支援専門員（障がい）が「高額障がい福祉サービス利用者負担軽減制度」の対象となるか事前に区へ確認しておく。

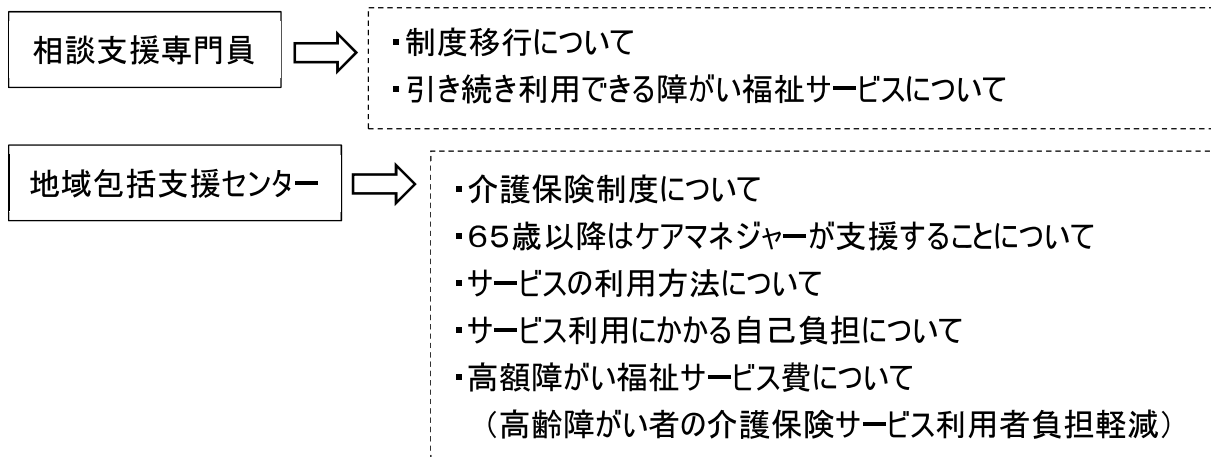
Step2 ～移行1年前の最終モニタリング時～

【利用者への制度移行等の説明】（障 ⇄ 包括 ⇄ 利用者）

相談支援専門員が介護保険移行 1 年前の最終モニタリングの日程調整を行い、担当圏域の地域包括支援センターと一緒に利用者宅を訪問し制度説明等を行う。

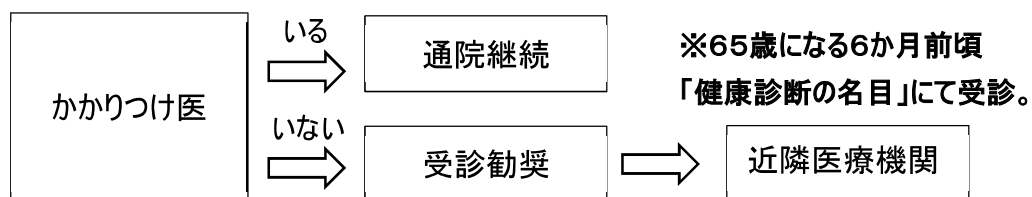


* 最終モニタリング時の説明事項



* 最終モニタリング時の確認事項

- ・かかりつけ医の有無の確認（障）

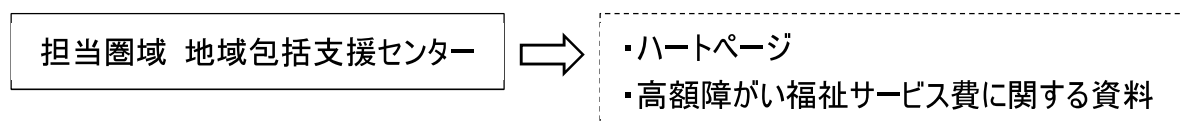


※あわせて介護保険申請にかかる「主治医意見書」の記載についても医療機関へ相談しておくよう説明を行う。



介護保険申請の際、申請日の2か月前の受診が必要なため。

* 最終モニタリング時に準備する資料



Step3 ～6か月前～ ※ 2回目のモニタリング時

【医療機関（かかりつけ医）への受診勧奨】（障 ⇒ 利用者）

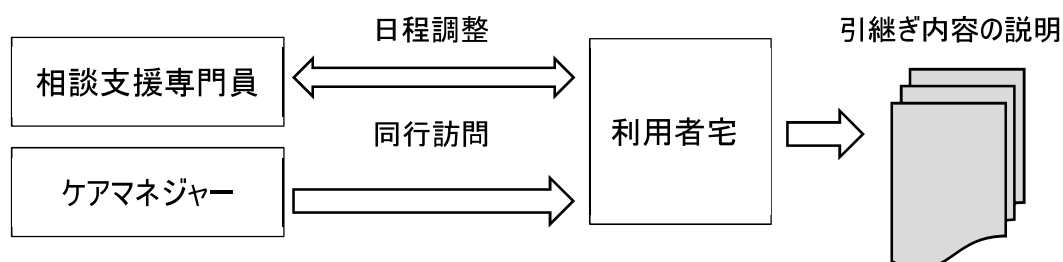
※「Step2 *最終モニタリング時の確認事項」参照



まだ受診をしていない場合は「健康診断の名目」と「介護保険の申請」をする旨、医療機関に伝え受診を促す。

Step4 ～2・3か月前～

【ケアマネジャーとの顔合わせ】（障 ⇄ ケアマネ ⇄ 利用者）



- ・ 3回目モニタリング等の機会を活用し、**相談支援専門員**が引継ぎ先のケアマネジャーと利用者宅を訪問、顔合わせを行う。ケアマネジャーから、今後の流れ（要介護認定のプロセス）の説明を行い、訪問調査に同席する旨を伝える。また、最終モニタリング実施月にもケアマネジャーと一緒に訪問する。
- ・ 自立の可能性がある方は、包括支援センターが関わり、引き継ぐことは可能。

【障がい福祉サービス・障がい支援区分の更新申請】（障）

65歳になる方の「障がい福祉サービス」の支給期間は、誕生日の前々日で切れますが、「障がい支援区分」の認定有効期間はその方によって違います。



65歳以降も「障がい支援区分」の認定有効期間が、「残っている」か、「切れる」のか、必ず確認してください。 ※ 「切れる」場合は区分更新！！

※障がい支援区分の認定有効期間が「残っている」場合

65歳の誕生日の前々日でサービスの支給期間が切れるが、要介護認定結果がでるまで更新申請は行わない。

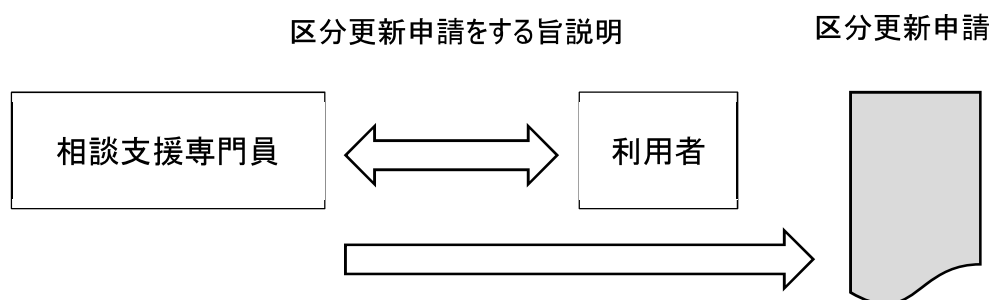
但し、要介護認定の結果、「非該当」や要介護度によりサービスが不足する場合がありますため、「障害福祉サービス」の更新申請の準備はしておく。

※障がい支援区分の認定有効期間が「切れる」場合

要介護認定の結果、「非該当」や要介護度によりサービスが不足する場合がありますため、必ず「障がい支援区分」の更新申請を行う。

（但し、希望するサービスによっては、区分認定が不要の場合もあります。

ex. 同行援護、就労系サービス、移動支援など）





障がい支援区分と要介護認定の認定調査を同日で行う方が利用者の負担が少ないため、原則同時に調査が行えるよう調整する。認定調査の日程調整者は相談支援専門員とし、調査日については引き継ぐケアマネジャーと調整する。訪問調査は原則、ケアマネジャーも同席する。

※ 区分更新の手続きの際、**訪問調査・サービス利用意向聴取にあたって**の裏面その他の欄に「**要介護認定と同時申請のため同日調査希望**」と記載する。

参考 訪問調査・サービス利用意向聴取にあたって（裏面）

7 その他、訪問に際してあらかじめ伝えておきたいこと（あなたの症状や注意してほしいことなど）があればご自由に記入してください。

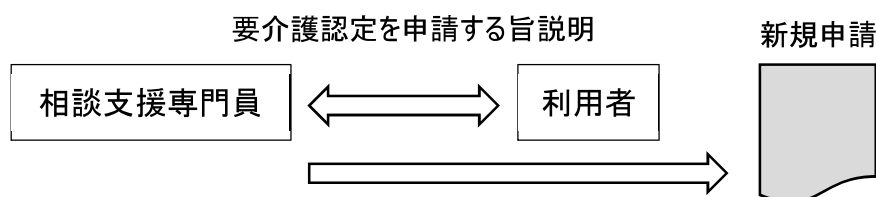
（例）自宅で人工呼吸器を使用している。 頻繁にてんかん発作がある。
初対面の人と話をするときに極度に緊張する。 不安、ストレスが強まることで混乱しやすい。 など

「要介護認定と同時申請のため同日調査希望」

【重要】障がい支援区分の申請と要介護認定の申請は同じタイミングで行う！！

【介護保険の要介護認定申請】（障）

相談支援専門員が申請支援を行う。



認定調査の日程調整者は相談支援専門員とし、調査日については引き継ぐケアマネジャーと調整する。訪問調査は原則、ケアマネジャーも同席する。

※障がい支援区分更新申請と同時に申請する際は、**認定審査にあたって**のその他の欄に「**障がい支援区分と同時申請のため同日調査希望**」と記載する。

参考 介護保険 要介護認定・要支援認定申請書（裏面）

- その他、認定調査に関して伝えておきたいことがあれば記入してください。

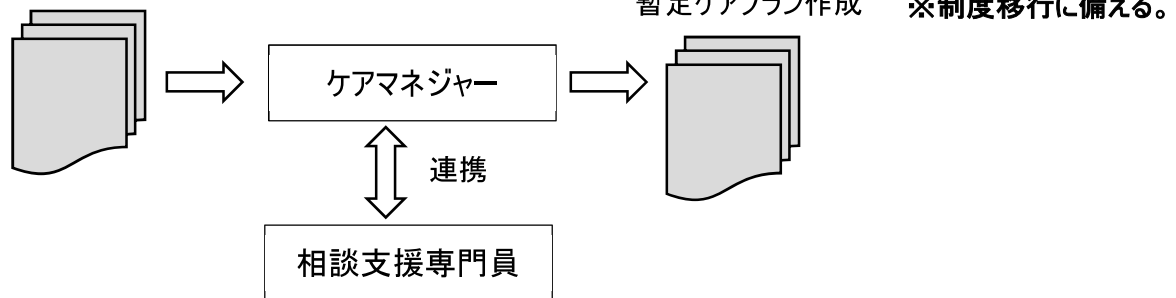
「障がい支援区分と同時申請のため同日調査希望」

【重要】障がい支援区分の申請と要介護認定の申請は同じタイミングで行う！！

Step5 ～訪問調査実施後～

【ケアプランの予測を立てる】（ケアマネ ⇄ 障）

認定調査の内容を基に1次判定結果を予測



認定調査の内容を踏まえ、ケアマネジャーと相談支援専門員が連携しケアプランの予測を立て制度移行に備える。

「高額障がい福祉サービス利用者負担軽減制度」に該当するかも引き継ぐ。

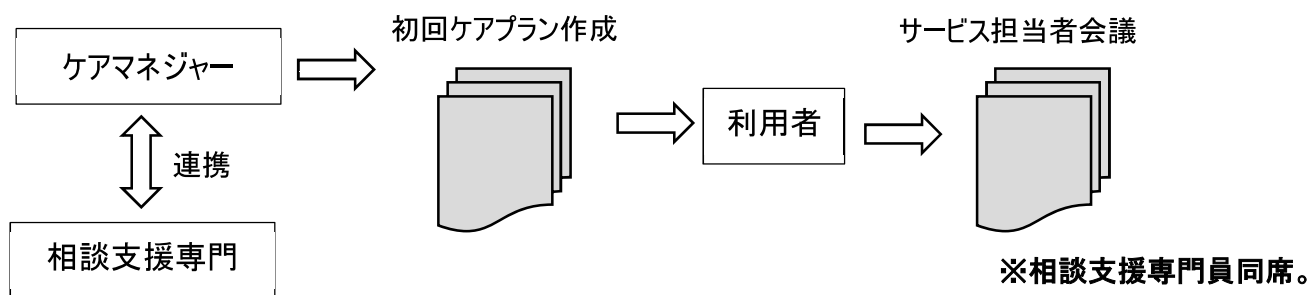
Step6 ～最終モニタリング実施月～

【最終モニタリング（障がい）とアセスメント（介護）を実施する】

（障 ⇄ ケアマネ ⇄ 利用者）

最終モニタリングを実施するタイミング（誕生日月）で担当するケアマネジャーと一緒に訪問し、相談支援専門員は最終モニタリング、ケアマネジャーはアセスメントを実施する。

【ケアプランの作成】（ケアマネ ⇄ 障）



要介護認定の結果ができれば、ケアマネジャーと相談支援専門員が連携し初回のケアプランを作成する。
初回のサービス担当者会議には相談支援専門員も出席する。

Step7

【制度移行後の支援】（ケアマネ ⇄ 障）

相談支援専門員はケアマネジャーに対し、引継ぎ後、概ね 1 年はケアプラン等に関する後方支援を行う。

移 行 完 了

補 足

【利用限度単位を超える場合】

- ・ 移管した内容でケアプランを作成した後、利用限度単位数を超える場合（要介護1以上）又は、週の利用回数の制限を超える場合（要支援1・2）は、介護保険と障がい福祉サービスを併給することが可能となる。

その場合、ケアマネジャーと相談支援専門員とでサービスの調整を行い、利用限度単位数及び週の利用回数の制限を超えるサービスについては障がい福祉サービスの支給申請を行う。